

変更届出時に必要な添付書類一覧

	付表	登記簿謄本	勤務形態一覧表(変更のあった日から4週間分)	資格要件がある者の資格証写し	経歴書	事業所の平面図	写真	事業所建物に関する確認事項	運営規程	設備・備品等一覧表(訪問系サービス、居宅介護支援は不要)	協力医療機関、委託業者等との契約書の写し等	病院・診療所・薬局・特養の使用許可証等の写し	誓約書	その他、変更の内容が確認できる書類	老人福祉法に基づく変更届(提出先:高齢福祉課)
様式・参考様式の有無	付表1-1~16-2	-	参考様式1-1~1-3	-	参考様式2	-	-	参考様式10	-	参考様式5	-	-	参考様式9-1~10		
1 事業所(施設)の名称	○	△													○
2 事業所(施設)所在地 ※1	○					○	○	○		○		△			○
3 事業者(開設者)の名称 ※5		○(原本)													○
4 事業者(開設者)の主たる事務所の所在地		○(原本)													○
5 事業者(開設者)の代表者の氏名又は住所、職名		○(原本)		○	○※10								○		○
6 法人登記事項(当該事業に関するものに限る)		○(原本)													○
7 事業所(施設)の建物の構造、専用区画等 ※2※7	△					○	○	○(レイアウトのみ変更時は不要)		△		△			○
8 事業所(施設)の管理者 ※2※4	○		○	○	○※11								○		○
9 サービス提供責任者又は訪問事業責任者※4	○		○	○	○										
10 運営規程(従業者の員数、営業日・時間、実施地域、利用定員、利用料その他費用の変更時) ※2※7※8	△								○						○
11 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関等※2	○										○				
12 事業所の種別	○					○	○			○		△			
13 事業実施形態(本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型、併設型の別)	○		○												
14 入所者、入院患者、利用者等の定員 ※3	○		○	△					○						
15 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制											△			○	
16 福祉用具の保管・消毒方法(委託先の状況)											○			○	
17 介護支援専門員 ※9	△		○	○											○
18 その他															
・併設施設の状況等	△					△	△			△		△		○	
・備品(訪問入浴介護事業のみ)							○			○				○	
・提供する居宅療養管理指導の種類	○								○			○			

△：書類の内容に変更があった場合には提出が必要です。

※1：事業所所在地の変更が区をまたぐ場合や複数のサービスを分割・統合させる場合には、事業所番号の変更などを伴うため通常の手続きとは異なります。事前にお問い合わせください。

※2：介護老人保健施設の管理者、建物の構造・専用区画、運営規程(職種、員数、職務内容に係る部分)、協力病院を変更する場合は事前に許可が必要となります。

※3：特定施設及び介護老人保健施設の定員を増加させる変更については事前に許可が必要となります。

※4：代表者以外の管理者・サービス提供責任者については、住所又は姓のみが変更となる場合および退任の場合は、変更届(第3号様式)に変更内容がすべて明記されていれば添付書類は不要です。

※5：法人種別が変更となる場合は新規指定申請とすることがあります。お問い合わせください。

※6：特定施設及び介護老人福祉施設の建物の構造、専用区画の変更については、事前にご相談下さい。

※7：従業員の職種、員数及び職務の内容にかかる変更については、年1回以上の届出があれば、変更の都度届け出る必要はありません。

※8：営業日時、通常の事業の実施地域、利用定員、利用料その他費用にかかる変更について届出が必要です。従業員の職種、員数及び職務の内容の変更は都度の届出は不要です(※7参照)。

※9：員数等の変更に伴って運営規程を変更される場合、年1回以上の届出があれば、変更の都度、運営規程を添付する必要はありません。また、変更のない者の資格証の添付は不要です。

※10：代表者の経歴書は認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護のみ必要

※11：管理者の経歴書は認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護のみ必要